

令和3年度「しずおか健幸惣菜パートナー」応募要領

1 趣旨

静岡県では、県民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指した健康づくりを進めています。健康づくりには、県民一人ひとりの個々の努力に加え、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響も大きく、社会全体で県民の健康を支え守る環境づくりが大切です。特に、県民が望ましい食生活を実践できるための食の環境づくりには、食事の提供に関わる事業者や給食施設等の協力が不可欠です。

本県では、働き盛り世代の食環境づくりを支援するため、健康に配慮したメニューの提供の推進の一環として、「しずおか健幸惣菜」(組み合わせることで、栄養バランスのとれた食事につながるおかずのこと)の基準[別記(P4)]を定め、その普及に努めてきました。

今回、しずおか健幸惣菜の更なる普及と県民の食環境の向上を図るため、本県が推進しているしずおか健幸惣菜の基準を満たしたメニュー(以下、しずおか健幸惣菜という。)を積極的に販売・提供する県内の団体を「しずおか健幸惣菜パートナー」として登録します。

2 実施主体

主催:静岡県(健康福祉部健康局健康増進課)

運営:しずおか健幸惣菜パートナー運営事務局

3 登録の対象者

しずおか健幸惣菜の基準を満たしたメニュー(以下、「しずおか健幸惣菜」という。)を積極的に販売・提供し、今後もその活動が期待できる団体を対象とします。

この要領の中でいう団体とは、次に該当する者とします。

<区分>

(1) 惣菜・弁当部門

飲食店営業許可を取得し惣菜・弁当を調理・提供する事業者及び惣菜・弁当の販売のみを行う事業者

※惣菜・弁当販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の店舗ごとに登録します。

※静岡県内の店舗を統括する営業所・支所等が、各店舗の応募をまとめて提出することもできます。

※販売店に商品を納入する事業者は、販売店がしずおか健幸惣菜パートナーに登録された場合に、連名で登録を受けることができます。

(2) 社員食堂部門

調理施設を有して社員等に給食を提供している事業所、事業所の支所、営業所等

※社員食堂ごとに登録します。

※事業所から給食の提供を受託している事業者は、委託する事業所がしずおか健康惣菜パートナーに登録された場合に、連名で登録を受けることができます。

(3) 学生食堂部門

調理施設を有して学生等に給食を提供している大学、短期大学、専修学校

※学生食堂ごとに登録します。

※学校から給食の提供を受託している事業者は、委託する学校がしずおか健康惣菜パートナーに登録された場合に、連名で登録を受けることができます。

4 登録要件

以下の3つの要件を満たす団体であることが要件です。

- (1) しずおか健康惣菜を、週に1回以上提供・販売し(計画を含む。)、今後もその見込みがある。
- (2) 管理栄養士・栄養士が、しずおか健康惣菜の開発に関与している。
- (3) しずおか健康惣菜を提供・販売する際に、健康に配慮したメニューであることを発信をしている。

5 審査方法

- (1) 提出のあった応募書類に基づき静岡県健康福祉部健康局健康増進課(以下、県という。)で審査を行います。
- (2) 審査に当たっては、応募書類の内容確認などのため、応募者に対して連絡することがあります。(一定期間連絡や確認が取れない場合は、審査対象から除外することがあります。)

6 審査結果及び公表等

- (1) 審査結果は、応募者に対して文書により連絡します。
- (2) 登録後、報道機関に情報提供するほか、ホームページ等で紹介する予定ですので御了承ください。

7 しずおか健康惣菜パートナーへの支援

しずおか健康惣菜パートナーには登録証を授与するほか、次のような支援を予定しております。

◇ 「しずおか健康惣菜」のロゴデータの提供 (※ロゴは今後決定)

- ◇ 販売促進に活用できる POP 等のツールやそのデータの提供
- ◇ 必要に応じて、アドバイザーの派遣(メニュー開発、販売促進等)
- ◇ 特設サイト及び事務局で実施する各種メディア(TV、ラジオ、WEB)での PR
- ◇ 県ホームページ等での紹介

8 応募方法

所定の応募用紙に必要な事項を記入の上、必要書類等(レシピや写真・画像等)を添えて、電子メール又は郵送で御提出ください。

※応募用紙は、専用のウェブサイト(shizuoka-kenkousouzai.com)からダウンロードをお願いします。

※応募用紙等を受理しましたら、電子メールにて受付の連絡をします。

提出後、1週間以内に連絡がない場合には、事務局宛て御連絡ください。

(1) 電子メールの場合

応募書類受付 E-mail (partner@shizuoka-kenkousouzai.com)宛てに送信してください。

なお、5MB 以上の場合は、転送サービスを御利用ください。

(例) ギガファイル便 (<https://gigafile.nu>)

(2) 郵送の場合

〒420-0851 静岡市葵区黒金町 11-7 大樹生命静岡駅前ビル6階
良い広告株式会社 静岡内 しずおか健幸惣菜パートナー運営事務局
宛てに送付してください。

※応募に必要な郵送料等は、応募者が御負担ください。

※提出された応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

9 応募の期間

(1) 第一期

令和3年7月9日(金)から令和3年9月10日(金)まで

※電子メールの場合は、令和3年9月10日(金)中までに受信されたもの、郵送の場合は、令和3年9月10日(金)までの消印のものを有効とします。

(2) 第二期

令和3年9月17日(金)から令和3年11月19日(金)まで

※電子メールの場合は、令和3年11月19日(金)中までに受信されたもの、郵送の場合は、令和3年11月19日(金)までの消印のものを有効とします。

10 実績報告

しずおか健幸惣菜パートナーは、県の求めに応じ、提供実績を御報告ください。

11 登録の取り消し

県は、次に掲げる事項に該当する場合、しずおか健幸惣菜パートナーの登録を取り消す場合があります。

- (1) 登録の辞退があったとき。
- (2) 登録要件に定める取組の実施がなく、今後も実施の見込みがないとき。
- (3) 合理的な理由なく、実績報告がされなかったとき。

12 その他

- (1) 応募に当たり虚偽の申告を行うなどの行為を確認したときは、審査対象から除外します。
- (2) 提出いただいた応募用紙等の内容(取組事例等)については、県のホームページ等の広報媒体で紹介することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 応募書類に記載された個人情報、本要領で定めること以外には使用しません。

13 応募先及びお問合せ先

しずおか健幸惣菜パートナー運営事務局（良い広告株式会社 静岡内）

〒420-0851 静岡市葵区黒金町 11-7 大樹生命静岡駅前ビル6階

TEL 054-255-3824

E-mail 応募書類提出先 partner@shizuoka-kenkousouzai.com

お問合せ先 info@shizuoka-kenkousouzai.com

[別記]

〈しずおか健幸惣菜の基準〉

区分 ※1	エネルギー量	食塩相当量	野菜量 (きのこ・海藻・ いも類を含む)※2	肉・魚・卵・ 大豆製品の量
主菜	550kcal 未満	2g 未満	付けあわせを含めて 合計 50g 以上	90～150g
副菜	200kcal 未満	1g 未満	2種類以上 合計 70g 以上	—
一皿で 主菜・副菜	450～650kcal	2.7g 未満	2種類以上 合計 120g 以上	90～150g

※1 弁当等で提供する場合には、各区分の中で、少ない分量の惣菜を複数組み合わせ、上記の区分の基準に該当することでもよい

※2 乾物を使用した場合は、日本食品成分表の重量変化率を用いて算出する

〈しずおか健幸惣菜レシピ集〉

しずおか健幸惣菜ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/kenkousouzai.html>